

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じ、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等によって「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

- 第1節 災害危険区域
- 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画
- 第3節 防災訓練計画
- 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
- 第5節 相互応援（受援）体制整備計画
- 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第7節 避難体制整備計画
- 第8節 避難行動要支援者対策計画
- 第9節 情報収集・伝達体制整備計画
- 第10節 建築物災害予防計画

- 第11節 消防計画
- 第12節 水害予防計画
- 第13節 風害予防計画
- 第14節 雪害予防計画
- 第15節 融雪災害予防計画
- 第16節 高波・高潮災害予防計画
- 第17節 土砂災害予防計画
- 第18節 積雪・寒冷対策計画
- 第19節 複合災害に関する計画
- 第20節 業務継続計画の策定

第1節 災害危険区域

第1 災害危険区域

本町において発生が予想される災害の種類及び地域等は資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5である。

資料4-1 洪水浸水想定区域

資料4-2 津波災害警戒区域

資料4-3 土砂災害（特別）警戒区域一覧

資料4-4 山地災害危険地区一覧

資料4-5 江差町大規模盛土造成地マップ

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1. 防災関係機関全般

災害を予防し又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2. 江差町

- (1) 教育機関・民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2 配慮すべき事項

1. 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
2. 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
3. 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
4. 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

5. 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
6. 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
7. 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルによって提供すること等を通し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

1. 各種防災訓練への参加普及
2. 新聞・広報誌等の活用
3. テキスト・マニュアル・パンフレット等の配布
4. 広報車による巡回
5. 防災イベントや研修会・講演会・講習会の開催
6. ビデオ・スライドの作成及び活用
7. ラジオ・テレビ・有線放送施設・インターネットの活用
8. 町のホームページの活用
9. 学校教育の場の活用
10. その他

第4 普及・啓発を要する事項

1. 江差町地域防災計画の概要
2. 災害に対する一般的知識
3. 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
4. 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織・編成・分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア. 連絡体制（家庭内・組織内）
 - イ. 気象情報の種別と対策

ウ．避難時の心得

エ．被災世帯の心得

5．災害復旧措置

(1) 被災農作物に対する応急措置

(2) その他

6．その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1．学校においては、児童生徒に対し、災害現象や災害予防等の知識の向上及び防災に関する実践的な対応方法（災害時における避難・保護の措置等）の習得などの防災教育を推進する。
- 2．学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3．学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4．児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修の機会の拡充に努める。
- 5．防災教育は、学校の種別・立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6．社会教育においては、PTA等の各種団体の会合や研究集会等の機会を活用して、災害現象・防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日・防災週間・水防月間・土砂災害防止月間・山地災害防止キャンペーン・津波防災の日及び防災とボランティアの日・防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選定して行うものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

防災訓練は、町及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。また、学校・自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体・要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 防災訓練の種別及び実施方法

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1. 水防訓練

水防工法、水位観測、消防機関・一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報通報伝達訓練等を実施する。

2. 消防訓練

消防機関の出動、避難・立退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。(檜山広域行政組合の定める消防計画に基づく。)

3. 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

4. 災害通信訓練

気象予報等の伝達、災害発生状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

5. 非常招集訓練

災害対策本部員、消防機関等の招集訓練を実施する。

6. 総合訓練

町・防災関係機関及び協力団体等が、各種の災害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合訓練を実施する。

7. 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

8. 災害対策本部移転訓練

災害対策本部が設置される役場庁舎も津波浸水域内であることから、対策本部の機能を短時間で充実させる訓練を実施する。

9. その他防災に関する訓練

林野火災・地震等、その他防災に関する訓練を実施する。

第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関連機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会・自治会、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した、図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時における住民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

これらのことを踏まえ、災害時備蓄計画を策定して計画的な備蓄の整備に努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1. 町は、「食料品等」、「生活必需品」、「避難所資機材」、「水防に関する防災資機材」、「感染症対策資機材」について、避難対象者数及び災害応急対策業務に従事する職員数を想定し、必要な量の備蓄に努める。
2. 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料・飲料水・燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
3. 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

第3 防災備蓄センターの整備

町は、防災備蓄センターの整備に努める。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1. 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2. 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請若しくは他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

3. 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4. 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

1. 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
2. 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。なお、ボランティアセンターの設置及び運営は、江差町社会福祉協議会が行い、町は、これに係る協定の締結につとめるものとする。
3. 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
4. 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民・事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、避難所の運営に関し、自主防災組織や町内会・自治会が主体となるなど、地域住民による自主的な運営に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられている一定の事業所については、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして、積極的な防火体制の整備・強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて以下の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
2. 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。
3. 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の防災組織と連携を密にする。
4. 自主防災組織を運営していく上で基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

第4 自主防災組織の活動

1. 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置を取ることが必要で、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には地域の特性を考慮した訓練とする。

ア. 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ. 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ. 救出救護訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷に対する応急手当の方法等を習得する。

エ. 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ. 図上訓練

一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努める。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く見られるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

2. 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア. 連絡をとる防災関係機関

イ. 防災関係機関との連絡のための手段

ウ. 防災関係機関との情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

エ. 遠隔吹鳴システムの活用

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域被災状況・救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し速やかに救出活動に努める。また、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長・警察官等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。特に避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、町内会や自治会、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救護物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は町が実施する救護物資の配布活動に協力する。

3. 避難行動要支援者の援護活動

独居老人・身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、地区の避難行動要支援者の保護・安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会・自治会又は自主防災組織等の活動・協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難等が出された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

(1) 住民の安全確認と保護

(2) 医療手配などの応急対応

(3) 避難誘導援護

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

1. 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
2. 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
3. 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
4. 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
5. 江差保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
6. 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
7. 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
8. 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者については、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1. 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	津波	地震	
		基準							
管理の基準		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる </div>							
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれ かに 該当	構造 (A) (施設の 基準が 複数あ る場合 は、そ のすべ てを満 たすこ と 《例》 津波は a1、a2 、a3を 満たす	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある (a 2) </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(a 3) </div>		
	立地 (B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない </div>		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2. 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会及び教育局等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
3. 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
4. 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
5. 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事（以下「知事」という。）に通知するとともに公示しなければならない。

資料5-1 指定緊急避難場所一覧表

第3 指定避難所の確保等

1. 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2. 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
4. 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設等の施設、指定緊急避難場所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施

設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会及び教育局等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(6) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(7) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(8) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

資料5-2 指定避難所一覧表

資料5-3 福祉避難所一覧表

第4 避難計画の策定等

1. 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

2. 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情

報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3. 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入込客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア. 給水、給食措置
 - イ. 毛布、寝具等の支給
 - ウ. 衣料、日用必需品の支給
 - エ. 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ. 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難中の秩序保持
 - イ. 住民の避難状況の把握
 - ウ. 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ. 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア. 緊急速報メール等による周知
 - イ. 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ. 避難誘導者による現地広報
 - エ. 住民組織を通じた広報なお、広報手段の多様化を図るため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を検討するものとする。

4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備等に努める。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5. 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

ア. 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ. 経路

ウ. 移送の方法

エ. 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ. 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ. 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6. 公共用地等の有効活用への配慮

町は北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用には配慮するものとする。

第8節 避難行動要支援者対策計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

第2 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局を始めとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成して定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

1. 全体計画及び個別計画の策定

町は、要配慮者（避難行動要支援者）支援のための体制を充実させるため、国及び道の指針や手引き等を参考に「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、これらに基づき地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について「個別計画」の策定を推進するものとする。

2. 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成、更新及び提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・保管の方法及び避難支援等関係者における支援等については、「江差町要支援者登録制度実施要綱」に基づくものとする。

資料7-4 江差町要支援者登録制度実施要綱

3. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

4. 避難支援等関係者の安全確保

町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

5. 情報伝達

町は、避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達を次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 広報車による伝達
- (2) 電話による伝達
- (3) 自主防災組織の情報班による伝達
- (4) 町内会・自治会長、民生委員からの伝達

6. 避難対策

要配慮者に対する避難は、自主防災組織の救出・救護班及び各種団体等の協力を得て避難誘導等を行うものとする。なお、避難誘導にあたっては避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、自力で避難できない場合には車両等を利用して行うものとする。避難所においては、町及び各町内会等との連携を図り、高齢者や障がい者等の健康状態の把握などに努めるものとする。

7. 防災教育・訓練の充実

町は、避難行動要支援者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、防災安全教室の開催等を通じて意識の高揚を図る。また、ホームヘルパーや保健師の協力を得て防災訓練を実施する。

8. 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設等の施設や指定緊急避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

第3 社会福祉施設の防災対策

1. 防災設備の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持

に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平素から町との連携のもとに、施設相互間・近隣住民・ボランティア組織等の入所者の実態に応じた協力を得られるような体制の整備に努める。

3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における訓練も定期的実施するよう努める。

資料5-4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

資料5-5 土砂警戒区域図の要配慮者利用施設

第4 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行う。

1. 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は災害発生後、あらかじめ把握している避難行動要支援者について直ちに所在や連絡先等を確認するなどして安否の確認に努める。

2. 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見したときは、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移動
- (2) 医療機関への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3. 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への避難行動要支援者の優先的入居に努める。

4. 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断した場合は、生活実態を的確に把握し、必要な援助活動を行う。

5. 応援要請

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況により、適宜、北海道や近隣市町村等に対し応援を要請する。

第5 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

1. 多言語による広報の充実
2. 避難所標識等の多言語化
3. 施設等への緊急入所
4. 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施
5. 外国人登録時における防災知識の普及
6. 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 町、道及び防災関係機関

1. 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害によって孤立する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民との情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

2. 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を努めるとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
3. 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。
4. 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどし、運用管理体制の整備を図るものとする。
5. 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
6. 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害・地震・火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置を本計画に定める。

第1 予防対策

町は、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

1. 公共建築物

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検・整備に努めるものとする。特に、地震対策の強化として新耐震基準制定（昭和56年）以前の公共建築物のうち、災害時の防災拠点施設（役場庁舎・消防庁舎等）、避難所施設（学校校舎・体育館・集会所等）や入所施設（病院・社会福祉施設等）となる建築物については、計画的に耐震診断を実施し、建替・改修・補強等による耐震性能の強化に努めるものとする。

2. 一般の建築物

- (1) 市街地の大火災を防止するため、都市計画法及び建築基準法等により準防火地域を指定し、町内の商業地域並びに近隣商業地域を中心に耐火・簡易耐火・防火構造など耐火・不燃化を推進し、建築物の災害予防に努めるものとする。
- (2) 学校・病院・旅館等多数の人々が滞在する建築物や集会場・スーパー等多数の人々が集まる建築物並びに工場、危険物の貯蔵施設等火災の危険性高い建築物などを総称して特殊建築物と呼ぶが、これらの特殊建築物については、建築基準法及び消防法に従い、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努めるものとする。また、エレベーター等の昇降機についても、耐震性能の改善に努めるものとする。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知により、防災改修の促進を図るものとする。特に地震対策として、防災上重要な既存建築物の耐震構造設計に基づいた設計を行うように指導し、耐震建築物の促進を図る。
- (4) 積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、除雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施するものとする。
- (5) 地震時のブロック塀等倒壊による人身事故を防止するため、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に面する既存ブロック塀等の実態調査を行い、危険箇所の把握に努めるとともに改善指導に努めるものとする。また、ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者や関係業者に対しては、建築基準法施行令における技術基準の遵守を指導するものとする。
- (6) 自動販売機の倒壊防止や車道への滑り出しを防止するため、設置者には日本工業規格の「自動販売機の据え付け基準」の遵守を指導するものとする。

3. 災害危険区域等調査の実施

消防機関は、町内の建造物について次の調査を行い、消防法に抵触し、かつ火災防御上警防計画をたてておく必要があると認める場合、消防署長は災害危険区域等の指定を行うものとする。

る。

- (1) 危険物製造所等の所在地
- (2) 高圧ガス・LPガス貯蔵施設の所在地
- (3) 火薬類・放射性物資等の貯蔵施設の所在地
- (4) 木造建築物密集箇所及び大規模な特殊建物
- (5) 浸水被害危険予想箇所
- (6) その他警防上必要と認められた地域

4. 災害危険区域及び特殊建築物の指定

(1) 危険区域の指定要件と設定

- ア 道路による区画内の木造建物が密集し、予想焼失面積が拡大される地域。
- イ 火災防壁上警防計画をたてておく必要があると消防署長が認めた場合。本町では、商店や飲食店が密集した市街地の商店街を危険区域に設定し、火災発生時の消火活動として水利選定から延焼拡大防止の防御線の選定、さらに人命救助及び避難誘導対策などを網羅した警防計画を立てている。

(2) 特殊建物の指定要件と設定

- ア 延べ面積が3,000平方メートル以上、階数4以上の対象物
 - イ その他警防上地域の特殊性を考慮し、署長が必要と認めるもの。
- ※防火対象物の状況は資料2-2のとおり

資料2-2 防火対象物

第2 がけ地に近接する建築物の防火対策

- (1) がけ崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップの作成に努める。

資料4-5 江差町大規模盛土造成地マップ

第11節 消防計画

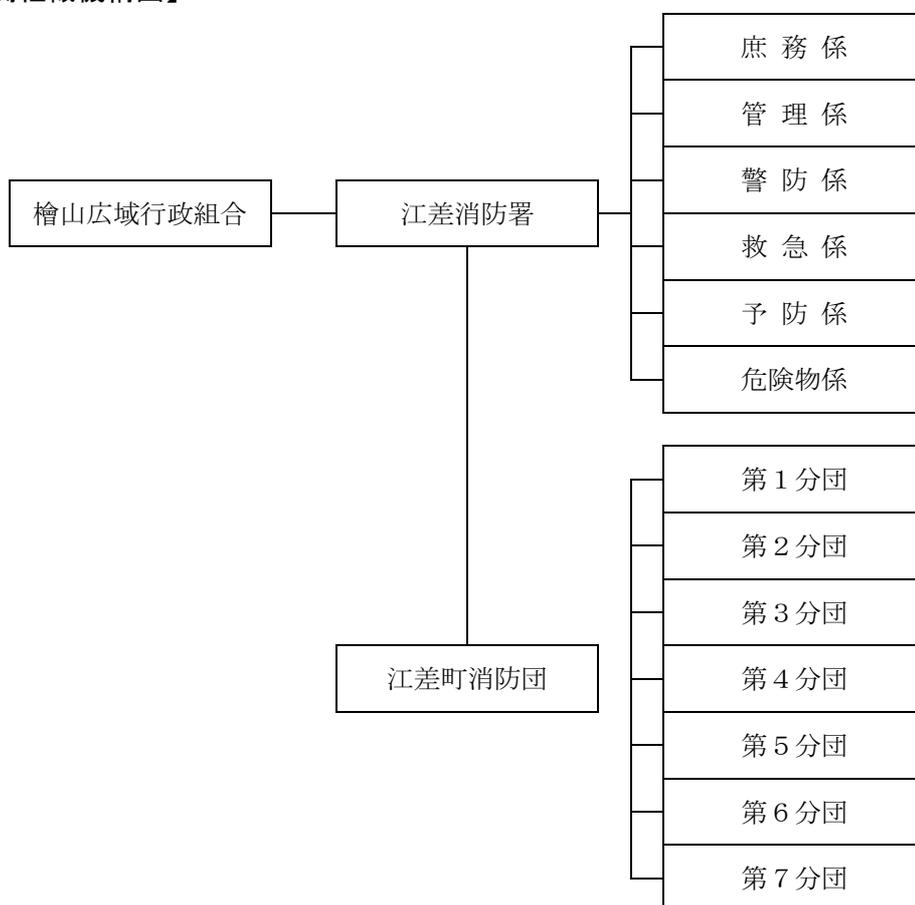
消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。このような任務が十分に行われるために実施すべき事項は、本計画及び檜山広域行政組合江差消防署において具体的な消防計画を定めるものとする。

第1 消防体制

1. 消防組織

消防機関の組織及び消防団の配置は、次のとおりである。

【消防機関組織機構図】



2. 火災予防対策

(1) 消防力の強化推進

- ア. 消防職員及び消防団員の人員確保に努める。
- イ. 消防施設・消防機械及び消防資器材の整備充実に努める。
- ウ. 消防水利の整備を推進する。特に、老朽木造家屋等が密集した火災発生の危険度の高い地区については、重点的に整備するよう努める。なお、防火水槽の設置にあたっては、地震に備え耐震性の構造とする。

(2) 火災予防の指導強化

消防機関は、町防災担当者との連携のもとに、町内会等の自主防災組織及び消防協力団体、防火対象物の所有者・管理者・防火管理者・危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者を対象に、次の内容からなる指導計画を定め、適宜に講習会・座談会等開催の機会を設け防火思想の普及・啓発の実施とともに、火災予防の指導周知を図るものとする。

ア. 町内会等の自主防災組織及び一般住民への指導内容

- (ア) 燃焼消火の理論と消火器等の取扱い方法の指導
- (イ) 予防知識の普及と家庭における具体的予防対策の指導
- (ウ) 災害時における心構えと避難対策を指導し、避難場所の周知徹底をはかる
- (エ) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への避難介護の指導

イ. 防火対象物の所有者・管理者・防火管理者への指導内容

- (ア) 消火器等の消防設備の管理点検の方法についての講習指導
- (イ) 事業所等における自衛消防組織の編成及び消火訓練等の指導
- (ウ) 避難対策及び避難訓練等の指導

ウ. 危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者等への指導内容

- (ア) 危険物施設の維持管理体制の指導
- (イ) 危険物取扱いの指導
- (ウ) 危険物安全協会の事業に対する支援指導

(3) 火災予防査察

病院・店舗・工場等の公衆の出入り、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防機関による火災予防査察を実施するものとする。

(4) 広報活動

- ア. 広報紙及びパンフレット等を発行し、火災予防の広報活動を実施する。
- イ. 防火思想の普及啓発を図るため、春・秋の全道火災予防運動に合わせた防火資料の配布など広報活動を実施する。

(5) 防火管理者制度の徹底指導

消防法第8条に基づき、学校・病院・工場・旅館・スーパー等特殊建築物では防火管理者を定め、これら防火対象物における消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等防火管理上必要な業務の徹底について指導する。

3. 火災警報

(1) 火災警報の発令及び解除

檜山広域行政組合は、消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、火災発生及び延焼拡大の危険が認められる次の各号に該当するときは、火災警報を発令し該当しなくなったときはこれを解除する。

「乾燥注意報」（実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下の場合）及び「強風注意報」（平均風速で陸上 13m/s 以上が予想される場合）の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

（２）火災警報の伝達及び住民広報

火災警報が発令された場合には、消防署長は檜山広域行政組合火災予防条例第 29 条に定める「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」により、住民に対し檜山広域行政組合警防規程第 12 条に基づき、次に定める必要な措置を講ずるものとする。

- ア．関係機関に対する協力要請
- イ．警防装備・積載資機材の点検及び増強
- ウ．住民に対する広報・警戒の呼び掛け
- エ．その他必要な事項

4. 消防の対応力の強化

大規模・特殊災害など、複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化基本計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化に努める。

第2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。

資料 2 - 1 消防署員等一覧

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

第12節 水害予防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した別冊「水防計画」の定めるところによる。

第13節 風害予防計画

風により公共施設、その他の建築物等、農耕地、農作物・水産施設及び漁船等の災害予防に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 予防対策

防災関係機関は、海岸線及び内陸部における風害を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地防風林の合理的な造成についても指導するものとする。

また、学校や医療機関の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第14節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪・暴風雪等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによるほか、「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

資料7-1 北海道雪害対策実施要綱

第1 除雪路線の実施負担

除雪路線は、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担し実施する。

1. 国道の除雪は、北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所が実施する。
2. 主要道道及び一般道道の除雪は、函館建設管理部江差出張所が実施する。
3. 町道の除雪は、町が実施する。その内容は次のとおりとする。

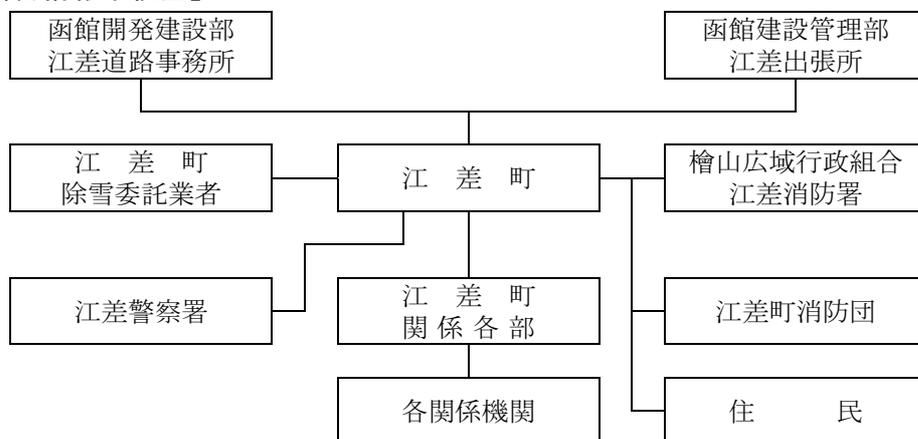
異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。昼夜交通を確保することを原則とするが、住家戸数及び交通量を勘案して除雪回数は最低朝1回とする。路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 国道・道道へ通ずる町道
- (2) 避難場所へ通ずる町道
- (3) 消防水利の存在する町道及び水利に通ずる町道
- (4) 公共施設に通ずる町道
- (5) バス路線となっている町道
- (6) 通学用道路となっている町道
- (7) 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

第2 雪害情報の連絡体制

雪害に関する情報や避難指示などが円滑に伝わるよう連絡系統を次のとおりとする。

【雪害情報系統図】



第3 除雪機械等の整備点検

町長及び道路管理者は、除雪作業を迅速かつ効率的にするため、除雪機械の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第4 警戒体制

各関係機関は、函館地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報並びに情報等と現地情報を勘案し、必要と認められる場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

第5 積雪時における消防対策

町は、除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。消防水利については、江差消防署員及び消防団員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないように守るものとする。

また、積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

第6 雪害時の応急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区の住民に対しては、食料供給・急患輸送・教育等の救援対策を行う。

第7 通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店、北海道電力株式会社江差ネットワークセンターは、雪害の発生が予想される時は着氷雪等による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

第8 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪時における孤立地域の食料供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械のほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

第9 雪害による人的被害対策

雪害による人的被害の原因としては下記の要因があり、積雪時には広報等により住民の注意を喚起するものとする。

1. 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
2. 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの
3. 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの
4. 屋根雪等の落下によるもの
5. 除排雪中に川等に転落したことによるもの
6. 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの
7. 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの

8. 吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じ込められ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
9. 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
10. 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し下敷きになったもの等を含む。）

第10 なだれ対策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行うなどして、住民に周知するものとする。

第11 排雪

各道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障ない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第15節 融雪災害予防計画

融雪による出水・なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次に定めるところによるほか、「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

資料7-2 北海道融雪災害対策実施要綱

第1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期において、函館地方気象台等関係機関と密接な連絡を取り、降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・なだれ等の予測に努めるものとする。

第2 水防区域等の警戒

出水等に備えは、別冊「水防計画」に定める警戒・通報体制を取るものとし、なだれ・積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図るものとする。

第3 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪・結氷・捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、樋門・樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

第4 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪・結氷・滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破碎等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

第5 融雪災害時の応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講ずるものとし、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水量・流速・流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

第6 水防資機材の整備・点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第7 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう、日頃から広報紙等を通じ水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第16節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1. 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
2. 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。
3. 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第2 警戒体制

1. 海岸保全

海岸地域を高波・高潮から防護するために海岸施設を整備促進し、被害防止に努めるものとする。

また、漁港管理者は、波除堤・係留杭等の施設を点検し必要な整備を行うとともに、水路の確保・係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行う。

2. 船舶と漁港の管理

漁港内に係留する船舶の所有者及び管理者は、高波・高潮による船舶の流出防止に努める。

3. 監視警戒体制の確立

特別警報・警報・注意報並びに情報等を受信した場合は、ただちに海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

4. 水防体制の確立

水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ水防体制の確立を図るものとする。

5. 危険区域等の周知

本町は、高波・高潮・津波等の危険区域が8箇所指定されている。

危険区域について地域住民に情報提供するとともに、高波・高潮・津波等に関する情報の収集と伝達、及び災害発生時の対応等について周知徹底を図る。

第17節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害（特別）警戒区域及び山地災害危険地区（以下「土砂災害警戒区域等」という。）は、資料4-3、資料4-4のとおりである。

資料4-3 土砂災害警戒（特別）警戒区域一覧

資料4-4 山地災害危険地区一覧

第2 土砂災害（特別）警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害（特別）警戒区域等に対して土砂災害対策工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第3 警戒・避難の基準及び指導

1. 警戒・避難基準

警戒・避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土石流・地震・大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は住民が自発的に警戒・避難するように指示する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れる音が聞こえた場合
- (2) 溪流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 地震及び降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れをせき止められたおそれがある場合）
- (4) 溪流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

2. 避難情報の判断及び伝達

避難情報の判断及び伝達は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」によるほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

3. 防災意識の向上

土砂災害（特別）警戒区域等や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを作成し、住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

4. 避難場所

- (1) 土石流・がけ崩れ・地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。

(2) 保全対象人家からできる限り近距離であること。

第4 警戒避難体制の整備

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等、土石流等の災害危険区域では、別表1のとおり警戒避難基準雨量表に基づき、警戒避難体制の基準を定める。

1. 情報の収集及び伝達

危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第5章第1節 災害情報収集・伝達計画」及び「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとする。

特に、高齢者等の防災上の配慮を要する避難行動要支援者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等を当該施設管理者等に適切な方法によって伝達するものとする。

2. 警戒巡視員による危険地区の巡視及び警戒

(1) 町長は、危険地域毎に警戒巡視員を定め、降雨気象警報発令中又は必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、必要事項を報告させるものとする。なお、警戒巡視員は総務総括部及び建設対策部の中から町長が任命する。

(2) 警戒巡視員は、危険地区の巡視を行いその警戒に当たるものとし、表層・地表水・湧水・亀裂・樹木等の傾倒など必要事項について報告するものとする。

別表1【警戒避難基準雨量表】

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを越えたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを越えたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを越えたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第一非常配備による。	(1) 危険区域の巡視及び警戒 (2) 住民広報
第2警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを超え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを超え時雨量が30mmの強雨が降りはじめたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを超え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第二非常配備による。	(1) 住民の避難準備 (2) 警告 (災対法第56条による) (3) 避難の指示 (災対法第60条による)

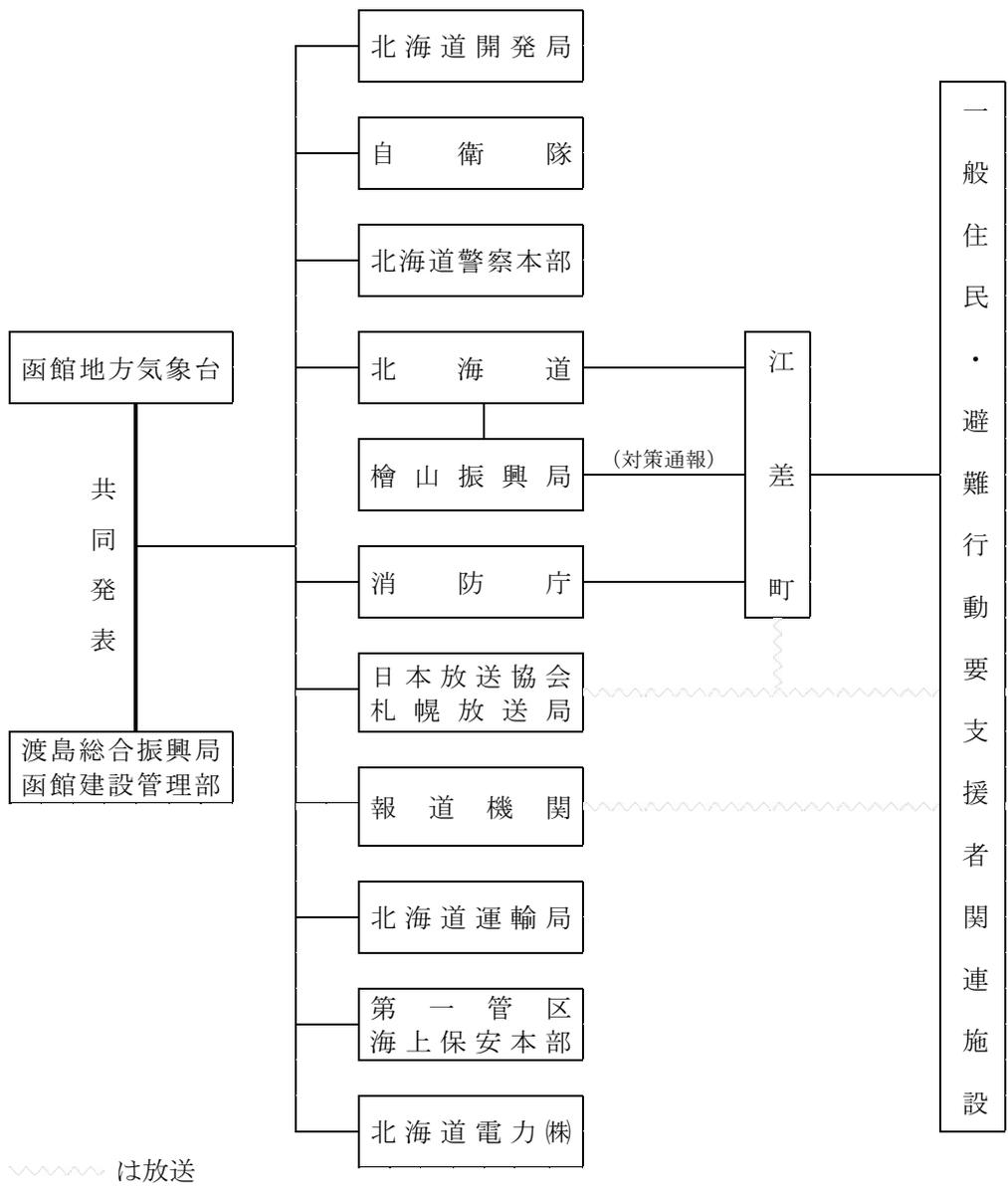
第5 土砂災害警戒区域等対策

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに、指定区域内の住民周知を図る。なお、伝達系統図は次のとおりとする。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



(2) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

区域の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難場所・避難等を記したハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

(3) 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁・北海道・防災情報提供機関及び報道機関が提供する気象、降雨や警戒避難に関する情報を電話・インターネット・テレビ・ラジオ等により収集する。また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について、住民に周知する。

2. 避難・救助

(1) 避難路及び避難場所

避難路及び避難場所は、ハザードマップに示すとおりとする。

(2) 避難の方法及び救助

住民の避難誘導にあたっては、「第5章第4節 避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者にも十分配慮する。（「第4章第8節 避難行動要支援者対策計画」参照）

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、「第4章第6節 自主防災組織の育成等に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。

3. 土砂災害特別警戒区域における特記事項

町は、道と連携して住宅宅地分譲地・社会福祉施設等のための開発行為に関する許可、建築基準法に基づく建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物等の所有者に対し、移転等の勧告の措置を行う。

第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関では積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、北海道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1. 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
2. 災害時における避難・救出・給水・食料・燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町・北海道開発局函館開発建設部・函館建設管理部等の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1. 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道・道道・町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るための除雪関係機械の整備を進める。

2. 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設等の防雪対策の促進を図る。

3. 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1. 家屋倒壊の防止

町は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2. 積雪期における指定避難所・避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所・避難路の確保に努める。

3. 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1. 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具・燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴・防寒具・スノーダンプ・スコップ・救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどによって利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2. 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

3. 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

4. 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷

に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第19節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し備えを充実するものとする。

第1 予防対策

1. 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制、資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
2. 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
3. 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

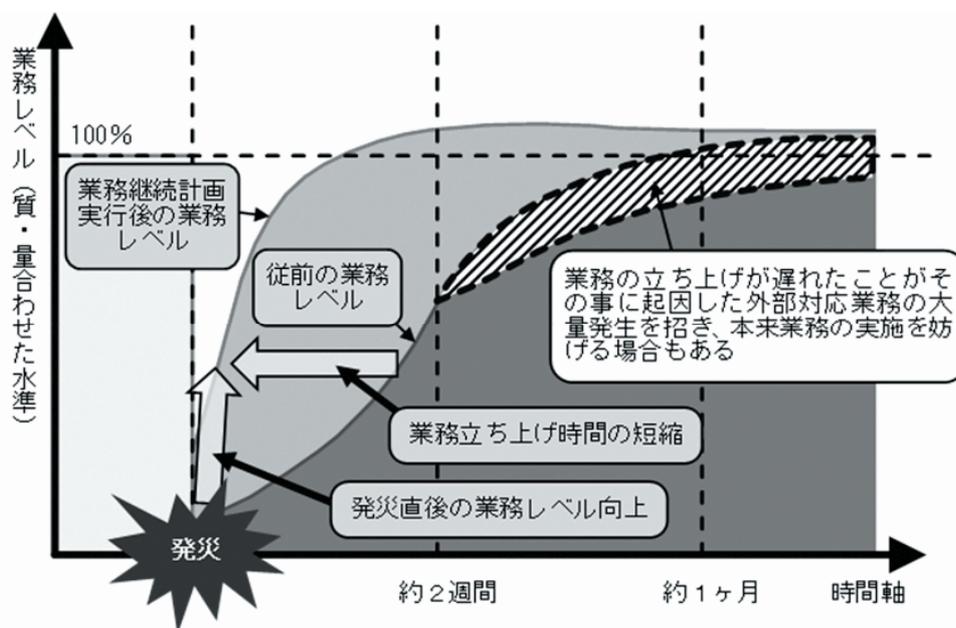
第20節 業務継続計画（BCP）の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

なお、町は、別に定める「江差町業務継続計画」に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

